



RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-011

中小企業等の知財活用支援策におけるEBPMの基礎となる 知財総合支援窓口の支援内容の分類項目(試案)の提案

小林 徹
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

中小企業等の知財活用支援策におけるEBPMの基礎となる知財総合支援窓口の支援内容の
分類項目（試案）の提案*

小林 徹（経済産業研究所）

要 旨

本稿は、中小企業等の知財に関する相談にワンストップで支援を行っている知財総合支援窓口の支援事例を分析し、現実に十分に役に立ったと評価できる支援内容を抽出した上で、ユーザーニーズの的確な把握や支援策の効果の適切な検証、評価等に貢献するような支援内容の分類項目（試案）を提案する。具体的には、「創造」「保護」「活用」の流れに沿った分類項目と基礎的・一般的な支援に係る分類項目に、「特許・実用」「意匠」「商標」の法区分および「国内事業支援」「海外展開支援」をクロスさせる分類項目を提案している。

Keywords：知財総合支援窓口、中小企業等、支援、分類

JEL Classification: O34, O38

RIETIポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETIの研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）における研究成果の一部である。

中小企業等の知財活用支援策における EBPM の基礎となる知財総合支援窓口の支援内容の 分類項目（試案）の提案

1. 序論

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）が全国 47 都道府県ごとに開設、運営している知財総合支援窓口は、中小企業等が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開、海外展開に至るまでの知的財産に関する課題や相談をワンストップで受け付けている。

窓口寄せられる相談には、企業の知財部 OB 等からなる相談担当者が対応するほか、より専門性が高い相談には、弁理士や弁護士、中小企業診断士、デザイナー等の専門家や、INPIT の海外展開、営業秘密管理等の専門相談窓口と協働して支援を行うとともに、よろず支援拠点をはじめとした他の支援機関とも連携して支援を実施している。

その実績に関しては、年々、体制を拡充していることもあって、相談支援件数は、平成 28 年度は 86, 135 件、平成 29 年度は 95, 257 件、平成 30 年度は 102, 551 件と順調に増加している（INPIT 第 4 期中期目標期間見込評価（参照文献①）（P34）参照）。

他方、その支援内容については、モデルとなりうるような支援事例を個別に整理、公表しているものの、全体像については、法区分（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法、種苗法・地理的表示、その他。）に関する統計以外はあまり分析、活用が行われていない。

そして、その大きな理由のひとつは、支援の現場で支援内容を報告する際に使用されている現行の分類項目が十分に体系化されたものになっておらず、また、どのような支援内容がどの分類項目に含まれるかについてもきちんと整理がなされていないため、せっかくの基礎データを十分に活かしきれないことにあると思われる。

近時、政策的にも、支援の「質」の充実、向上が強く求められているなか、こうした状況を改善するため、適切な分類項目を作成することは、極めて有益な意義を有すると考えられることから、支援の実態も踏まえながら、以下、新しい分類項目（試案）を提案する。

第 2 節では、適切な分類項目を作成する意義を確認する。第 3 節では、新たな分類項目作成に向けた作業手順を示す。第 4 節では「創造」「保護」「活用」の流れなど、新たな分類項目（試案）を作成する際の基本的な考え方と具体的な内容を整理していく。最後に、第 5 節でこうしてまとめられた分類項目（試案）を提示するとともに、今後の課題を述べる。

2. 適切な分類項目の作成の意義

（1）ユーザーニーズの的確な把握への貢献

知財総合支援窓口の支援は、基本的には中小企業等のユーザーからの相談に応じて実施されることから、相談に対する支援内容を適切に分類し、それに基づいて統計を蓄積、分析することはユーザーのニーズの的確な把握につながる。

(ただし、あくまでも窓口アプローチしてきた中小企業等の有するニーズであり、知財関連の課題について、いわゆる「気づき」すら、怠っていない中小企業等の、「潜在的なニーズ」を把握することは難しい。また、逆にある程度、知財について問題意識を持っており、自前の組織・人材を有していたり、外部の弁理士事務所を利用していたりして、あえて知財総合支援窓口を利用するまでもないと考えている中小企業等の「潜在的なニーズ」(一般的には前述のそれよりは高度なものと考えられる)についても把握することは難しい。(注1)(注2))

(注1) 全国の中小企業等のモデルケースと考えられるよう知的財産権の活用企業(参照文献②参照)については、知財総合支援窓口の支援企業は少ない。

(注2) 特許庁では、過去3年間に依頼した中小企業10000社を対象としたアンケート調査(参照文献③参照)で、公的支援ニーズ(30項目程度)についても調査している。

これまでの知財に関する中小企業支援策は、概して資金や人材に乏しい中小企業にとって知財はとりわけ重要であるはずという認識に立って、①知財は「権利化」できなければ「活用」できない→「権利化」の支援、加えて②「権利化」しても「活用」できなければ経営に寄与しない→「活用」の支援、あるいは③「地域活性化」には中小企業等の「事業成長」が重要→「事業成長」につながる「戦略」の支援というように、ともすれば行政側(サービス提供側)の論理から想定されるニーズを前提として企画、立案されてきた面がないとは言えない(中小企業向け知的財産関連施策の歴史については参照文献④P80～P81参照)。

もちろん、こうした傾向は、数が膨大で規模やレベルなどにおいてきわめて多様性に富んでいるため、大企業に比べて、ニーズの的確な把握が難しい面がある中小企業に対する支援策全般に通じるところがあると思われるが、とりわけ知財関係の課題は、資金繰りや販路確保などに比べて経営そのものに決定的な影響を与えることが少なく、その分ニーズが顕在化することが少ないため、この傾向には顕著なものがある。

知財総合支援窓口は、前述のように、知財に関するワンストップサービスを目指しており、具体的には、相談担当者と、より専門的な課題に対応する各種専門家による支援を行っているが、ユーザーニーズを的確に把握することにより、より効果的な支援人材(特に専門家)の確保、配置が可能となり、限られたリソース(予算等)のもとで、よりいっそう施策効果を高めることが可能となる。

さらに、こうした中小企業等のニーズが的確に把握できれば、中小企業等への知財支援施策全般(助成制度、各種情報提供等)についても、ニーズに応じて、新規支援制度の創設、既存支援施策の充実・重点化や一部施策の見直し・廃止などを効果

的に実施することができるようになると考えられる。

(2) 支援策の効果の適切な検証、評価への貢献

支援策の効果을適切に検証、評価するためには、少なくとも、支援のインプット（たとえば支援企業への支援内容や知財総合支援窓口関連の予算額など）とアウトプット/アウトカム（たとえば個別の権利化の成否や支援企業の事業成長など）を、それぞれの確に把握するとともに、その間の因果関係を分析、検証する必要がある。

その際、マイクロ（個別の支援企業）で見るアプローチと、マクロ（支援企業全体）で見るアプローチがあり得るが、少なくとも現状では後者はなかなか難しい面があるので、まずはマイクロで見るアプローチから取り組むべきかと思われる。

そして、その際でも、インプット（個別企業への多種多様な支援内容）を、ある程度、一般化して整理する（分類する）必要があるが、その分類項目は、どのような支援内容が含まれるかが明確に特定されているとともに、それとアウトプットとの関係を検証する意味があるような支援内容のまとまりに設定される必要がある。

たとえば、現行の分類の中には「出願前」という分類項目があるが、この項目がどのような支援内容を指しているかは必ずしも明確ではない。

出願の支援（権利化の支援）のうち、「提出書類作成」（別の分類項目）の支援より前のものという趣旨かと思われるが、そうであれば、その内容は、特許関係であれば、研究開発支援や技術導入支援、共同開発支援まで、あるいはさらにさかのぼって関連技術動向の把握支援（特許マップ作成支援など）まで含まれることになる。

また、意匠関係や商標関係であれば、それぞれ「製品デザインの創作、改良支援」や「商品コンセプトに即したネーミングやロゴマークのデザイン支援」なども含まれることになる。

現行の分類では、別の分類項目として「先行調査方法等の基本事項」や「権利化・秘密管理の判断」が置かれているので、これらは除かれるということであろうが、それでも、前述のような多種多様な内容の支援を「出願前」という単に時期的な区切りでひとまとめにしてしまっている分類項目については、支援の効果との関係を考える上では、「知財総合支援窓口は、出願以前から中小企業等の皆様の役に立っています」というような一般的なメッセージ以上の積極的な意味があるとは思われない。

(3) 潜在的な課題の効果的な掘り起こしやよりの確な支援の提案への貢献

やや副次的な効果ではあるが、ユーザーニーズを網羅的にかつ体系的に整理した分類の存在は、現場で実際に支援を行う相談担当者やマネジメントに当たる事業責任者に、知財に関する支援の全体像を見渡せる鳥瞰図を付与することになる。

そもそも、窓口相談に訪れる中小企業等の相談内容は、きわめて漠然としていた

り、あるいは逆にきわめてピンポイントな内容であったりすることが多く、当該中小企業等が真に抱えている課題は当該中小企業等自身が認識していないことの方がむしろ普通である。

こうした場合、知財総合支援窓口では、相談者の話を聞きながら、これら中小企業等の経営上の課題を把握し、その解決に資する的確な知財関連の支援の提案をしていくことが期待されているが、その際、こうした鳥瞰図は、支援する側にも潜在的な課題についての「気づき」を与える重要な契機になるとともに、よりの確な解決策の提案に向けた貴重な「引き出し」にもなりうると考えられる。

また、知財総合支援窓口では、中小企業等からの相談を待つのみならず、いわゆる「裾野の拡大」に向けて、積極的に中小企業等のもとに出向いて知財についての理解増進を図ったり、いわゆる「御用聞き」を行ったりする活動にも力を入れているところであるが、その際にもこうした鳥瞰図を頭に置いていけば、潜在的な課題の効果的な掘り起こしにつなげることができると考えられる。

3. 新たな分類項目（試案）作成に向けた作業手順

適切な分類項目を作成するためにはまず、現実に行われている支援内容の全体像について、十分に把握する必要があるが、現在では年間 10 万件を超えるに至っている支援について、（支援が行われるたびにその支援内容を備忘録的に整理して作成される）個別の支援シートを分析の対象とするのは必ずしも適切ではないし、現実的でもない。

そこで、①知財総合支援窓口の知財ポータルに掲載されている 700 件以上の窓口支援事例（参照文献⑤参照）と②各都道府県の知財総合支援窓口から毎月 INPIT に提出される月次報告（非公開）で報告されている支援事例（令和元年分）を詳細に分析した上で、現実には、相談者である中小企業等に十分に役に立ったと評価できる支援内容の抽出を行った。

この課程で気づいたのは、支援は中小企業等の事業やプロジェクトの進捗に応じて行われることが多いことから、まずは、（それらを知財活動の面からとらえた）いわゆる知的創造サイクル（創造、保護、活用）に沿って整理するのが自然であること、そして、そうした段階ごとの整理を行う際には、法区分ごとにその支援内容はかなり異なっているということであった。

そこで、抽出した支援内容を、とりあえず仮置きで、創造（「Ⅰ. 権利化を見据えた研究開発等支援」）、保護（「Ⅱ. 有効かつ効果的な権利取得支援」）、活用（「Ⅲ. 権利を効果的に活用したビジネス支援」）の各段階と特許・実用、ノウハウ、意匠、商標の法区分のマトリックスで整理してみたのが、別表である。

第2節で述べた分類項目作成の意義との関係でいえば、個々の支援について、少なくとも基礎データとしてはこの別表に記載したレベルまで分類・整理しておくのが極めて重要であり、この別表自体も大いに活用されることが期待されるが、統計の整理、分析に際しては、これらを、より大括りして活用するケースも考えられる（現行の分類は 24 項目）ので、以

下、そうした分類項目（試案）を検討する。

4. 新たな分類項目（試案）の基本的な考え方と具体的な内容

まずは、「創造」「保護」「活用」の流れに沿って、支援内容の大括り化を行った。

（ただし、ノウハウについては、別表にあるように、一部、特許・実用と共通する部分を除けば、支援の実態においては、営業秘密管理規定の整備をはじめ営業秘密管理の支援（別表のⅡの部分）が大宗を占めていることから、この流れではなく「営業秘密管理の支援」という分類項目を別に立てることとする。）

近時は、「活用」を重視する考え方から、ともすると「保護」を軽視する傾向もある。

確かに、「活用」されなければ「保護」にも意味がなく、支援の結果、単に出願数が増えるというだけでは、それこそ行政側の自己満足に終わってしまうおそれもあるが、他方、そもそも「保護」（ノウハウ管理も含む）されなければ「活用」もできないということからすれば、「保護」の重要性は決して「活用」に劣るものではない。要は、「保護」だけでなく「活用」につなげる、そしてそのためにも、「活用」につなげるに値し、またそれが可能な内容の「保護」を実現することが大切であるということである。

なお、第2節の（3）でも述べたように、こうした一連の流れの前提として「経営課題の把握」が重要であることは言うまでもない。知財総合支援窓口では、たとえ相談内容がポイントのものであっても、できるだけ「経営課題を把握」するように指導されているところであるが、これを独立の分類項目に立てるかどうかは検討を要する。

というのは、多くの場合、「経営課題の把握」は、支援の前提ではあっても、それだけで実際に中小企業等に何らかの恩恵が及ぶとは限らないからである。また、経営課題が明らかになったとしても、それが知財関係以外の場合には、その多くは他の支援機関等につないでいくことになるからである。

そこで、本試案では特に、近時、力を入れている「SWOT分析、ビジネスモデルキャンパス、経営デザインシートの活用、事業計画の整理など」を行い、相談側ともその成果を共有できたような場合にこの分類項目に入れるという前提で、「経営課題の把握」という分類項目を立てることとした。

☆

最初に「創造」の段階であるが、そもそも、これに関して、どの程度まで知財総合支援窓口で支援するかは難しい問題である。

極論すれば、この部分は企業自身の活動（と他の支援機関による支援）に委ね、知財総合支援窓口としては、「保護」から支援をスタートするという考えられないわけではない。しかしながら、効果的な「保護」（これは当然、効果的な「活用」を視野に入れたものである必要がある）のためには、企業側のこうしたいわば手持ちの素材（保有技術、製品デザインやネーミングの候補案など）だけでは不十分なことも多く、「保護」の支援を行う際には、少なくとも、欠けている部分を補充したり、弱い部分を補強したりする支援は必要になる。

さらに、もっと初期の段階（たとえば「アイデア」の段階）から、他の支援機関等も活用しながら支援している例も、現実には多数見られるところである。

そこで、こうした支援について、別表のⅠにもあるように「権利化を見据えた研究開発等支援」として分類項目を立てることとした。

☆

次に「保護」の段階である。

基本的には、「出願」をすることを検討することになるが、この際の支援は、お互いに密接に関連するものの

- ① 「オープン化かクローズド化か」から始まって、4法のいずれを使うか、さらに4法それぞれのなかでどのような出願方法を選択するのが効果的かというな、出願に関する「選択」についての支援
- ② 出願しようとするものが、保護（権利化）の要件を満たしているかの検討についての支援
- ③ 現実に出願する書類の作成の支援 の3つに大別できると考えられる。

このうち、①は「出願戦略」の支援ともいうべきものであり、たとえば、海外展開を考えている企業にとっては外国出願をするべきかどうか、する場合に効果的な出願方法は何かという「選択」も重要な支援対象になる。

②は、法区分ごとに具体的な内容はかなり異なるが、このうち法区分を通じて重要性が高いのが「先行調査の支援」である。検索機能を有するJ-PlatPat(特許情報プラットフォーム)などによる情報提供、中小企業等特許情報分析活用支援事業（助成制度）など支援ツールも豊富であり、現実に多くの中小企業等が恩恵を受けている支援なので、これについては特に分類項目として別立てするのが、適当と考えられる。

また、広い意味では③に含まれうる支援として、現行の分類項目にもある「電子出願」があるが、これについては③とは性格をかなり異にし、また支援の実態としても③は弁理士が主体であるのに対して、相談対応者が支援に当たっているので、支援実績も多いことも踏まえ、③とは別立てにするのが適当と思われる。

以上を踏まえ、出願関係では

「出願方針や出願方法など出願戦略に関する支援」

「先行調査の支援」

「保護要件の充足性に関する検討支援（先行調査の支援以外）」

「出願書類の作成支援」

「電子出願の支援」

という5つの分類項目を立てることにする。

次に、「出願」後は、中間手続きへの支援及び最終的には登録料納付対応への支援が必要になるが、中間手続きへの支援のうち圧倒的に重要性が高いのが、「拒絶理由通知に対する対応の支援」である。内容的には上記②と重なる面もあるが、支援を踏まえた意見書や補正書

の提出により登録査定につながるなど現実に多くの中小企業等が恩恵を受けている支援の一つである。

そこで、「拒絶理由通知に対する対応等中間手続きに関する支援」及び「登録料納付対応への支援」という2つの分類項目を立てることとした。

☆

さらに「活用」の段階である。

まずは、研究開発等の投資費用を回収し、次の「創造」につなげるというオーソドックスな「活用」としては、ライセンス、譲渡、権利の維持・管理、対外PRについての支援がある。また、現実に権利侵害があった場合の支援として、権利行使に関する支援（他者による侵害への警告など）がある。

そして、権利行使に関する支援が、いわば「攻めのトラブル対応」に対する支援であるのに対し、立場が逆転した「守りのトラブル対応」に対する支援として他者からの警告に対する対応等についての支援（異議申し立て、無効審判請求等も含まれる）もある。

なお、現行の分類項目においては、「ブランド戦略」「デザイン戦略」という分類項目があり、政策的には、近時、脚光を浴びている。

別表においては、これらに含まれうると考えられる支援内容を便宜的に「活用」のところに置いたが、本来は「創造」「保護」「活用」すべてに関わっているものである。

また、別表に示されている現実の支援の実態からすると、確かに、商標自体の戦略的取得（ハウスマーク、ファミリーネーム、ペットネームの活用など）や戦略的活用（統一ブランドの活用など）など、「戦略」関連と位置づけられる支援内容も含まれているが、ほかにも、単なる商標のPRや純然たるマーケティングに近いと考えられる支援内容も相当程度、含まれているので、「戦略」というよりはもう少し広く、（かつデザイン関連の支援も含めて）「ブランド構築支援」という分類項目として立てるのが適当と思われる。

☆

同じように、本来、「創造」「保護」「活用」のすべてに関わるものとして「海外展開支援」（別表では便宜的に「活用」のところに置いている）と「契約書作成支援」がある。

まず、「海外展開支援」については、現行の分類は国内と海外で特に分けていないし、グローバル化の時代においては国内も海外もないという考え方にも一理はあるが、概して資金や人材に乏しい中小企業等にとって、海外展開のハードルは国内に比べて非常に高いものがあるし、支援する側においても海外展開にかかる支援については、現実問題として（たとえば模倣品対策に係るものなど）制約も多く、専門性も高い（INPITの海外知的財産プロデューサーなどの専門家が担当することも多い）ので、国内事業支援とは分けて把握できるようにするのが望ましいと考えられる。

そこで、法区分の扱いと同じように、基本的な分類項目に、「国内事業支援」「海外展開支援」をクロスさせることとした。

次に「契約書作成支援」については、別表では、契約書の種類ごとに○で整理し、●で整理

している他の支援内容とは別立てしているが、そこでも示されているように、契約の内容は極めて多種多様であることから、○ごとに分類項目を立てることも考えられる（少なくとも、基礎データとしては、別表中の他の支援内容と同じように、○レベルまで分類・整理しておくのが重要である）が、それでは他の分類項目に比べて細かすぎる。

他方、契約書作成支援は、結局は支援（アドバイス）の内容を文書（契約書）に反映させるものなのだから、それぞれの支援内容にかかる分類項目に含めて、別個に分類項目を立てないという考え方もあり得る。

しかしながら、契約書の作成支援は専門家である弁護士が一元的に実施しており、またテクニカルな支援ではあるものの現実に中小企業等から極めて高く評価されている支援なので、横断的に一つの項目として立てることに十分に意味があると思われる。

☆

最後に、現実の支援の実態を踏まえると、個別の事業やプロジェクトにかかる支援とは別に、現行の分類と同じように、もう少し基礎的、一般的な支援として「普及啓発（制度の説明、意識喚起など）」「人材育成・組織体制等整備」支援という分類項目も必要と考えられる。

なお、現行の分類項目にある「職務発明規程の整備」は、別表にあるように、流れとしては「創造」のところに位置づけることも可能であるが、支援の実態としては、むしろ「人材育成、組織体制等整備支援」に含めた方がよいと考える（別表では○項目となっているが、これについては、弁護士ではなく相談担当者や弁理士などが支援に当たっているようである。）

5. 結論

以上をまとめると、分類項目としては

- ① 経営課題の把握
- ② 権利化等を見据えた研究開発等支援
- ③ 出願方針や出願方法など出願戦略に関する支援
- ④ 先行調査の支援
- ⑤ 保護要件の充足性に関する検討支援（④以外）
- ⑥ 出願書類の作成支援
- ⑦ 電子出願の支援
- ⑧ 拒絶理由通知に対する対応等中間手続きに関する支援
- ⑨ 登録料納付対応への支援
- ⑩ ライセンス等に関する支援
- ⑪ ブランド構築支援
- ⑫ 権利侵害への対応に関する支援
- ⑬ （受け身の）トラブル対応に関する支援
- ⑭ 営業秘密管理の支援
- ⑮ 契約書作成支援

- ⑯ 一般的な普及啓発
- ⑰ 人材育成・組織体制等整備支援
- ⑱ その他

これに、

「特許・実用」「意匠」「商標」および
「国内事業支援」「海外展開支援」を、クロスする。
というのが、適切と考えられる。

なお、この分類項目（試案）は、第4節に示されているように、あくまでも、支援内容の体系化、整理を踏まえて作成されたたたき台、作業仮説である。
もちろん、その素材となる支援内容は、現実の支援事例から抽出されたものではあるが、支援現場の実態は、必ずしも充分には反映できていない面（特に実際の支援件数など量的な面）もある。
そこで、今後は、①本分類項目（試案）について現場の意見も聴取するとともに、②別表と各分類項目に含まれる支援内容の整理などをまとめた「分類の手引き」を作成、配布した上で、1年間、正確なデータを収集・整理し、それらを活用して、実際に支援内容やその効果を分析することにより、本分類項目（試案）の有効性を確認し、必要に応じて改訂を進めていくことが課題になると思料する。

{参考} 現行の分類項目

- 1. 知的財産制度
- 2. 先行調査方法等の基本事項
- 3. 権利化・秘匿管理の判断
- 4. 出願前
- 5. 提出書類作成
- 6. 電子出願
- 7. 審査請求～査定
- 8. 中間対応
- 9. 登録料納付等
- 10. 維持管理
- 11. 異議申し立て等
- 12. 侵害対策
- 13. ブランド戦略
- 14. デザイン戦略
- 15. 知財クリアランス等

16. 技術導入、技術提供等
17. 知財ライセンス等
18. 共同開発
19. 職務発明規程の整備
20. 営業秘密管理規定・体制等
21. 人材育成
22. 補助制度、資金調達制度
23. 経営課題、専門機関に接続
24. その他

(参照文献)

- ① 経済産業省「INPIT 第4期中期目標期間見込評価」.
https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/downloadfiles/mikomi_18_02.pdf
- ② 経済産業省特許庁「知的財産権活用企業事例集2018」.
- ③ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書(平成30年度中小企業等知財支援施策検討分析事業(特許庁請負事業)).
- ④ 経済産業省特許庁「特許行政年次報告書2019年度版」.
- ⑤ 独立行政法人工業所有権情報・研修館「知財総合支援窓口」による支援事例.
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/>

(別表)

	特許・実用	ノウハウ	意匠	商標
I.権利化を見据えた研究開発等支援	<ul style="list-style-type: none"> ●特許マップ作成支援 (JPP、中小企業等特許情報分析活用事業 (研究開発段階)の活用等) ●特許出願を見据えた研究開発支援 (公設試、弁理士、技術士等の活用) ●技術導入支援 ●共同研究開発支援 (含む 公設試や大学の紹介) 	<ul style="list-style-type: none"> ●強みとなる情報資産の把握 ●情報の管理状況・管理水準の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●製品デザイン創作・改良支援 ●パッケージデザイン創作・改良支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●商品コンセプトに即したネーミング支援 ●ロゴマークのデザイン支援 (含む 著作権処理)
	<ul style="list-style-type: none"> ○秘密保持契約 ○共同研究開発契約 ○委託研究開発契約 ○受託研究開発契約 ○職務発明規定 	○デザイン委託契約	○ロゴマークデザイン委託契約	
II.有効かつ効果的な権利取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ●オープン化 and/or クローズド化戦略 ●権利化 and/or ノウハウ管理戦略 ●標準化の活用 ●特許・実用 and/or 意匠の選択 ●特許 and/or 実用の選択 ●物の特許 and/or 方法の特許の選択 ●ビジネスモデル特許性の検討 ●先行技術調査支援 (JPP、中小企業等特許情報分析活用事業 (出願段階、審査請求段階)の活用) ●新規性・進歩性の検討 ●発明の特徴抽出 ●有効・効果的な特許請求の範囲と明細書の作成 ●補正、分割、国内優先権の活用 (改良技術等) ●新規性喪失の例外の活用 ●早期審査の活用 ●電子出願支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープン化 and/or クローズド化戦略 ●権利化 and/or ノウハウ管理戦略 ●情報管理の体制やルールの整備 ●情報の区分と秘密ランクの指定 ●先使用権の確保 (タイムスタンプ、公証人役場の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特許・実用 and/or 意匠の選択 ●先行意匠調査支援 (JPP、Gripの活用) ●新規性・非容易創作性の検討 ●部分意匠、関連意匠、秘密意匠の活用 ●新規性喪失の例外の活用 ●早期審査の活用 ●(図面に代えて)写真、実物添付の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●商標 or 地域団体商標 and/or GI の選択 ●先行商標調査支援 (JPPの活用) ●識別力・先行商標との類似性の検討 ●先行商標の譲り受けの活用 ●先行商標への不使用取消審判の活用 ●適切な指定商品・役務の選定 ●早期審査の活用 ●電子出願支援

(別表)

	<ul style="list-style-type: none"> ●PCT 活用 ●減免制度の活用 ●拒絶理由通知への対応 ●登録料納付対応 		<ul style="list-style-type: none"> ●ハーグ協定の活用 ●拒絶理由通知への対応 ●登録料納付対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●マドプロ活用 ●拒絶理由通知への対応 ●登録料納付対応 (含む 再出願)
	○共同出願契約	<ul style="list-style-type: none"> ○営業秘密管理規定 ○退職者等との秘密保持契約 ○退職者等との競業避止義務の契約 		
III.権利を効果的に活用したビジネス支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ライセンス (含む 開放特許データベース活用) ●権利譲渡 ●権利の維持・管理、対外 PR ●標準化の活用 	●厳格な営業秘密管理体制の対外 PR	<ul style="list-style-type: none"> ●ライセンス ●権利譲渡 ●権利の維持・管理、対外 PR 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライセンス ●権利譲渡 ●権利の維持・管理、対外 PR (含む 普通名称化防止、®表示活用)
(相談者の経営課題等を踏まえつつ、ビジネスの局面に応じ、知財を軸にしながらも幅広く支援)	<p>☆経営課題の把握等 (含む SWOT 分析、ビジネスモデルキャンバス、経営デザインシートの活用、事業計画の整理)</p> <p>☆創業支援 ☆新事業展開支援 ☆事業承継支援</p> <p>☆商品化・事業化支援 ☆販路開拓支援 ☆資金調達支援 (含む 補助金や助成制度の紹介)</p>			
(適宜、よろず支援拠点など他の支援機関とも連携しながら支援を実施しているが、(デザイン・)ブランド戦略支援や海外展開支援では、専門家も活用し、相当程度、ビジネス自体に踏み込んだ支援も実施)			<p>☆(デザイン・)ブランド戦略支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ターゲット顧客の明確化 ●ブランドコンセプトの明確化 ●ロゴマークのデザイン支援と権利化(商標) ●ハウスマーク、ファミリーネーム、ペットネームの活用 ●統一ブランドの活用 ●会社名変更 ●パッケージデザイン創作・改良支援 ●包装紙、梱包箱等のリニューアル ●ウェブサイトのリニューアル ●店舗リニューアル ●展示会出展、開催、イベント開催 ●カタログ、リーフレット、チラシのリニューアル ●SNS、マスメディアの活用 	

(別表)

（他方、知財関係のトラブルに関わる状況になった場合には、専門家も活用しながら迅速、的確に支援。）	<p>☆海外展開支援</p> <ul style="list-style-type: none">●海外展開における注意喚起（「転ばぬ先の杖」）●海外における知財制度等の説明●海外における他社権利の調査支援●海外における出願・権利化支援（含む 外国出願補助金の活用）●海外における模倣品対策
	<p>☆トラブルへの対応支援</p> <ul style="list-style-type: none">●他者による侵害への警告（※）（含む 損害賠償請求、差止め請求）●通販サイトからの模倣業者の排除依頼●水際対策●営業秘密漏洩への対応 ●非侵害保証要求への対応●冒認出願等への対応（特許、意匠）、悪意の出願等への対応（商標）●他者からの警告（※）への対応（含む 異議申し立て、無効審判請求） <p>※警告には不正競争防止法（商品形態模倣等）や著作権法に基づくものも含む。</p>
	<ul style="list-style-type: none">○ライセンス契約○権利譲渡契約○製造委託契約○製造受託契約○輸出契約○販売代理店契約○電子商取引契約○合弁契約
IV.普及啓発・人材育成・体制整備等	<ul style="list-style-type: none">●経営トップ層等の知財意識の喚起●知財関係人材の育成支援●知財関係の体制整備（含む 担当者の配置）の支援